

平成30年度(2018年度)受験案内

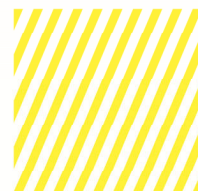
茨木市職員募集のお知らせ

学童保育指導員

(任期付短時間勤務職員)

平成30年4月

次なる
茨木へ。



◇茨木市が求める職員像◇

茨木市は、常に市民の目線に立ち市民から信頼される職員、また、新たな課題への挑戦を恐れず自分を変革できる自律した職員像を目標としています。

この職員像を目指すため、市民にとって丁寧でわかりやすい行政運営に努めるとともに、常に問題意識を持ち、課題の解決に向けて積極的に努力する職員を求めています。

◇任用期間・勤務形態◇

任用期間	勤務形態
平成30年7月1日～ 平成33年3月31日※	○勤務日 平日：週5日勤務、土曜日：隔週勤務 ○勤務時間 下記時間内で、年間平均週31時間勤務の交代勤務 (平日5時間程度、土曜日・長期休業期7～8時間程度) 通常授業期：13時～18時(月～金曜日) 8時～17時(土曜日) 長期休業期：8時～18時のうち7～8時間程度 ※児童の帰宅時間により、最長19時までの勤務となります。 ※学校の行事等により変更となる場合があります。

※ただし、任用期間中に65歳に達する場合は、当該年度末までの任用期間となります。

◇申込受付期間◇ ※郵送またはインターネット申込みとします。

4月16日(月)～5月11日(金)

※郵送で申し込む場合は、最終日消印有効。

◇試験日◇

5月20日(日)

インターネット
申込みはこちら→



◇学童保育とは◇

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（おおむね10歳未満）に対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休業中に、保護者に代わって行う保育をいいます。児童の安心、安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的としています。

1 採用職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
学童保育 指導員	9人	<p>昭和28年4月2日以降に生まれた人で、以下の1から6のいずれかに該当する人または平成30年6月末日までに該当する見込みの人</p> <ol style="list-style-type: none">1 保育士（大阪府地域限定保育士（注1）含む）資格を有する人2 社会福祉士資格を有する人3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭免許を有する人4 学校教育法の規定による大学、大学院または外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した人（大学において、当該学科または課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への飛び入学を認められた人を含む。）5 高等学校卒業者等（注2）で、2年以上児童福祉事業に従事した人6 高等学校卒業者等（注2）で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した人（遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある人をいい、継続的とは、2年以上当該業務に従事し、総勤務時間が2,000時間程度あること。） <p>（注1）大阪府地域限定保育士とは、大阪府知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者をいう。</p> <p>（注2）高等学校卒業者等とは、次の①から③のいずれかに該当する人をいう。</p> <ol style="list-style-type: none">①学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した人②大学への飛び入学を認められた人もしくは通常の課程による12年の学校教育を終了した人（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した人を含む。）③文部科学大臣が①または②と同等以上の資格を有すると認定した人 <p>※茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項に規定する「放課後児童支援員」の資格基準と同様。</p>

★ただし、次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。（地方公務員法第16条）

- 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 茨木市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

★国籍は問いません。

2 採用の時期

最終合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、その後特別な事情が生じた場合を除き、平成30年7月1日に採用の予定です。

3 給与

本市の条例により支給します。

- (1) 月額 164,800円程度 (地域手当含む)
(期末勤勉手当を含む年間の収入見込み額は、270万円(月額換算22万5千円)程度となります。)
- (2) その他に時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- (3) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入となります。また、茨木市職員厚生会の会員になることができます。

4 試験の日程等

第1次試験	日 時	平成30年5月20日(日) 午前10時～正午 (受付時間 午前9時～午前9時45分)
	場 所	詳細は、受験票返送時に通知します。
	試験科目	(1) 教養実務試験(択一式) 一般教養(高校卒業程度)及び学童保育指導員として必要な知識 (2) 作文試験(記述式) 学童保育指導員として必要な知識、能力等
第2次試験	日 時	平成30年6月上旬以降 第1次試験の合格者及び免除者に対してのみ実施します。
	場 所	第1次試験合格者に後日通知します。
	試験科目	面接試験(詳細については別途通知)

※上記のうち受験しない科目がある場合は失格とします。

5 合格者の発表

第1次合格発表	(1) 日時 平成30年6月1日(金) (2) 方法 市役所北玄関前掲示板に掲示するとともに合格者のみに本人あて通知します。また、本市ホームページにも掲載します。
最終合格発表	(1) 日時 平成30年6月中旬以降 (2) 方法 合否にかかわらず本人あて通知します。

※ 平成30年6月25日(月)から30日(土)までの間、事前研修を実施いたしますので、できるだけ出席してください。詳細は、合格通知時にお知らせします。

なお、学童保育室における実務研修の際は、茨木市が臨時職員として任用し、所定の賃金を支給します。

6 試験成績の通知

第1次試験を受験し不合格となった場合、希望する人(本人に限る)に、得点と順位を通知します。申請の方法については、別添「試験成績通知申請書」の注意事項をご覧ください。

7 受験手続

(1) 郵送で申込む場合

受付期間	平成30年4月16日(月)～5月11日(金) (5月11日消印有効)
申込先	茨木市総務部人事課 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
提出書類	封筒の表に「試験申込書在中」と朱書し、簡易書留郵便等で送付してください。 ①試験申込書(※1) ②返信用封筒[23.5cm×12cm](392円切手貼付) (郵便番号、あて先を明記のうえ、「簡易書留」と朱書すること。)
注意事項	申込書を受け付けた後、受験票と写真票を送付します。写真(※2)を貼り付け、 <u>5月20日(日)の試験当日に必ずお持ちください。</u> 受験票・写真票がないと受験できません。

(2) インターネットで申込む場合

受付期間	平成30年4月16日(月)～5月11日(金)
申込用ページ	表紙のQRコードまたは茨木市HPの職員採用情報から
提出書類	次の書類を、5月20日(日)の試験当日に持参してください。 ・受験票及び写真票 各1通
注意事項	申込後、受信完了メールを送ります。また、審査終了後、受付完了メールを送りますので、案内にそって受験票・写真票をダウンロード(※1)し、写真(※2)を貼り付け、 <u>5月20日(日)の試験当日に必ずお持ちください。</u> 受験票・写真票がないと受験できません。

※1 A4版の白色普通紙(コピー用紙)に黒色一色のインクで印刷してください。

※2 写真は、縦4.5cm×横3.5cmで、申込前6か月以内に撮影した脱帽・上半身正面向きのものとします。

8 注意事項

- 申込事項に不備がある場合には、お返しする場合がありますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続には十分注意してください。
- 受験票等が、5月17日(木)までに届かない場合は、電話または次のアドレスにメールで人事課までお問い合わせください。人事課メールアドレス：saiyo@city.ibaraki.lg.jp
- 試験に関する提出書類は一切お返ししません。申込書に記載された情報は、この採用候補者試験の円滑な遂行のためのみに用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- 台風、洪水等により試験実施が危惧されるときは、総務部人事課へお問い合わせください。

平成30年4月

茨木市職員採用試験委員会

この試験に関する問い合わせ先
茨木市 総務部 人事課 人事給与係
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
TEL 072(620)1601

学童保育指導員ってどんなお仕事？

◆ 学童保育とは？

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（おおむね10歳未満）に対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休業中に、保護者に代わって行う保育をいいます。児童の安心、安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的としています。

◎開室期間

・毎週月曜日から土曜日までの6日間

※ 国民の祝日、祝日の振替休日、12月29日から1月3日まで及び3月31日（開室準備のため）は除きます。

◎活動場所

学童保育室は、校舎内の余裕教室や、校舎外に設置する専用教室で運営しています。学校敷地内での活動を基本としますが、安全等が確保でき、費用負担が伴わない場合は、校区内及びその周辺での活動を行います。

◎職員体制

学童保育室には、各教室に2人の任期付短時間勤務職員と児童数等により臨時職員を配置しています。また、各学校に1人程度、経験の浅い指導員に対する指導、育成等を担当する「主任指導員」を配置しています。（主任指導員の配置がない学校もあります。）



◆ 学童保育指導員とは？

学童保育室での遊びや生活を通して、子ども達への支援や援助を行います。

◎主な活動

(1) 保護者との連携

- ・日々の生活での児童の様子やケガ、体調不良などについて、連絡ノートや電話、面談などの方法で保護者と連絡を密にしています。
- ・「おたより」を発行し、学童保育室での活動報告・予定などを保護者へ情報提供しています。
- ・定期的に保護者との懇談会を開催し、児童の様子や活動内容を伝えています。

(2) 学校や関係機関との連携

- ・日々の児童の様子について、学校との連携をはかり、情報を共有しています。
- ・緊急時の対応や施設を活用するにあたり、学校との連携をはかっています。
- ・放課後子ども教室の「実行委員会」に出席するとともに、学童保育室の児童を放課後子ども教室へ参加させ、見守るなど、連携をはかっています。

(3) 研修など

- ・指導員研修会（連続講座や実践交流等を通年実施）や指導員全体会議（テーマごとに分かれて年間10回程度開催）に参加し、学童保育指導員の知識や技能の向上をはかっています。



◆ 学童保育指導員（任期付短時間勤務職員）の勤務条件

◎任期付短時間勤務職員とは？

3年間を基本とする任期を定めて採用される、市の正規職員（一般職の地方公務員）です。勤務時間は、任期の定めのない職員よりも短く設定されています。

◎勤務日

平日：週5日勤務、土曜日：隔週勤務

◎勤務時間

下記の時間内で、年間平均週 31 時間勤務の交代勤務
 (平日5時間程度、土曜日・長期休業期7～8時間程度)



通常授業期：13時～18時(月～金曜日)
 8時～17時(土曜日)

長期休業期：8時～18時のうち7～8時間程度

※児童の帰宅時間により、19時まで延長となる場合があります。

※学校の行事等により変更となる場合があります。

学童保育室のおもな活動スケジュール

学校授業日(平日)		土曜日及び学校休業日(夏休み等)	
授業終了後	児童が学童保育室へ 児童の出欠確認 宿題等の自習 おやつ あそびなど 	8:15～	児童が学童保育室へ 児童の出欠確認 宿題等の自習 あそびなど
17:00	帰宅準備・反省会 集団下校	12:00～	昼食(弁当持参) 休憩(お昼寝等)
17:00～ 19:00	延長児童は在室 (保護者による迎え)	15:00～	おやつ あそびなど 
		17:00	帰宅準備・反省会 集団下校
		17:00～ 19:00	延長児童は在室 (保護者による迎え)

※各学童保育室では、学校行事等のスケジュールにより異なる場合があります。

※学校授業日(平日)の午前中に指導員研修会などを開催しています。

◎休暇・休業制度

年次有給休暇(年間20日)、特別有給休暇(産前産後休暇、看護休暇、夏期休暇等)、
 病気休暇、育児休業等

◎給与

月額164,800円程度(地域手当含む)

このほか、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当などが支給されます。

年間の収入見込み額は、270万円(月額換算22万5千円)程度です。

◎福利厚生

厚生年金保険及び協会けんぽ(全国健康保険協会運営の健康保険)の被保険者となります。
 また、茨木市職員厚生会の会員になることができます。



茨木市